

議 案 名	富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）の施行に伴い、制定委任されている市条例について同様の改正を行うものです。
制 定 内 容	<p>（1）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化  介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号に規定する地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準について、以下の改正を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の当該職員の員数について、第一号被保険者の数に応じて、又は地域包括支援センターの運営の状況を勘案して富士見市介護保険事業推進委員会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。</li> <li>・ 上記にかかわらず、地域包括支援センターにおける効果的な運営に資すると富士見市介護保険事業推進委員会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第一号被保険者の数を合算した数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに地域包括支援センターに配置すべき三職種の常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該一の地域包括支援センターがそれぞれ三職種の配置基準を満たすものとする。この場合において、質の担保の観点から、当該一の地域包括支援センターは、三職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。</li> </ul> <p>※三職種：①保健師その他これに準ずる者  ②社会福祉士その他これに準ずる者  ③主任介護支援専門員その他これに準ずる者</p>
施 行 日	令和7年4月1日

富士見市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例（平成27年条例第18号）新旧対照表

新	旧
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。  <u>この場合において、常勤の職員の員数について、富士見市介護保険事業推進委員会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。次項において同じ。）によることができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、富士見市介護保険事業推進委員会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数（当該員数について、富士見市介護保険事業推進委員会が、第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。）を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包</u></p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。_</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1)～(3) (略)</p>

括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると富士見市介護保険事業推進委員会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると富士見市介護保険事業推進委員会において認められた場合には、当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人